

## 桃山学院大学データサイエンス教育運営会議内規

2024年（令和6年）4月1日施行

### （設置）

第1条 桃山学院大学共通教育機構規程第8条第1項に基づき、共通教育機構の作業部会として、データサイエンス教育運営会議（以下、会議）を置く。

### （目的）

第2条 会議は、本学におけるデータサイエンス教育を適切かつ円滑に運営し、その充実・向上に資することを目的とする。

### （審議事項・業務）

第3条 会議は前条に掲げる目的を達成するため、次の各号の審議および業務を行う。

- (1) データサイエンス教育の開講および運営に関すること
- (2) データサイエンス教育の自己点検・評価に関すること
- (3) データサイエンス教育の方法等の調査・検討に関すること
- (4) データサイエンス教育の人材育成の推進に関すること
- (5) データサイエンス教育の資格、認定制度等の検討および運営に関すること
- (6) その他、前条の目的の達成のために必要なこと

### （組織）

第4条 会議は次の各号に掲げる者を構成員とする。

- (1) 共通教育機構長が指名する議長
- (2) 第3条の各号に掲げる業務に従事する専任教員および共通教育機構契約教員
- (3) その他、議長が必要と認めた者

### （委嘱および任期）

第5条 前条の構成員の任期は1年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会議）

第6条 議長は会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 議長の指名により、その他の構成員が職務を代行することができる。
- 3 会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議決は、出席構成員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合には

議長の決するところによる。

5 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務所管)

第7条 会議の事務は、共通教育機構事務課の所管とする。

(細則)

第8条 この内規に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、会議の議を経て、共通教育機構会議が行う。

付則

この内規は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。